

国際化・国際交流イベント支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市民との連携により、国際交流が盛んで誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進するため、大分市国際化推進計画に基づき実施する国際化・国際交流イベント支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、国際交流事業、国際協力事業又は多文化共生を推進する事業を実施する次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住所を有する個人
- (2) 市内に通勤し、又は通学する個人
- (3) 本市に事務所又は事業所を有する団体であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 特定非営利活動法人、一般社団法人その他の営利を目的としない団体であること。

イ 株式会社、合同会社その他の営利を目的とした団体でないこと。

ウ 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

(補助金の種別、補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は募金活動を目的とする事業
- (2) 特定の団体又は個人のみの利益となると市長が認める事業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者が実施する事業

(4) 本市又は大分市国際都市交流親善会議から他の補助金等を交付され、又は委託等を受けている事業

(5) 市税を滞納している者が実施する事業

(6) その他補助対象事業とすることが適当でないと市長が認める事業

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とし、補助限度額を限度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該補助限度額未満の額を限度とする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（事業の事前着手）

第3条の2 補助対象者は、第4条第2項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業に着手する必要がある場合は、大分市国際化・国際

交流イベント支援事業補助金補助対象事業事前着手承認申請書（様式第1号）

に市長が別に定める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、第4条第2項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業に着手することを承認し、大分市国際化・国際交流イベント支援事業補助金補助対象事業事前着手承認通知書（様式第1号の2）により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(補助金交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、国際化・国際交流イベント支援事業補助金交付申請書（様式第1号の3）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その一部を省略させることができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第3号の2）（個人の場合にあっては、個人概要書（様式第3号の3））
- (4) 誓約書（様式第3号の4）
- (5) 市税完納証明書又は市税を滞納していないことが分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、第13条に規定する国際化・国際交流イベント支援事業認定選考委員会の意見を聴いた上で、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付及び補助金の額を決定し、申請者に対し、国際化・国際交流イベント支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。

(計画変更の申請等)

第5条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、14日前までに国際化・国際交流イベント支援事業計画変更申請書（様式第5号）（以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額の20パーセント以内の減額その他軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止しようとするとき。

- 2 天変地変等の補助事業者の責めによらない不測の事態により補助事業を変更し、又は中止をする場合は、前項の規定にかかわらず、変更申請書を提出できるものとする。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、事業計画の変更を承認するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により事業計画の変更を承認したときは、補助事業者に対し国際化・国際交流イベント支援事業計画変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（状況報告）

第6条 市長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況に関する報告を求めることができる。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、国際化・国際交流イベント支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 収支を証する書類
- (4) 事業実施状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を

確定し、国際化・国際交流イベント支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の完了前に交付することが適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。

2 概算交付を求める場合は、補助事業者は、当該イベントの実施の1か月前までに国際化・国際交流イベント支援事業補助金概算交付申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、補助金の全部又は一部を事前に概算で交付することが適當と認められる場合は、市長は、国際化・国際交流イベント支援事業補助金概算交付通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

4 前条の確定通知書又は前項の概算交付通知書により通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、国際化・国際交流イベント支援事業補助金請求書（様式第13号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を常に整備し、補助事業の完了年度から5年間保存しておかなければならない。

(検査)

第12条 市長は、補助金の適正な交付及び執行を確認するため、補助事業者に対して補助金に係る事業内容、事業実績等について検査することができる。

(委員会の設置)

第13条 補助金の交付の決定に関し意見を聴くため、国際化・国際交流イベント支援事業認定選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。（所掌事項）

第14条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定に関すること。
- (2) その他補助金の交付に関し市長が必要と認める事項

(委員会の組織)

第15条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第16条 委員の参画依頼の期間は、3年以内であって市長が別に定める期間を1期間とする。

2 委員に参画依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
3 複数の期間につき委員に参画依頼することは、これを妨げない。

(委員長)

第17条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の守秘義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償金等)

第20条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、企画部国際課において処理する。

(委員長に対する委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び附則第2項の改正規定は、平成24年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項本文の改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国際化・国際交流イベント支援事業助成金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国際化・国際交流イベント支援事業助成金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国際化・国際交流イベント支援事業助成金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国際化・国際交流イベント支援事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国際化・国際交流イベント支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 市民の自主的な企画により実施される、各種国際化イベントの実施	報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（広告料等）、委託料（企画設営費等）、使用料及び賃借料等	1／2	50万円 ※大分市の姉妹友好都市等との交流にかかる国際化イベントについては、60万円
(2) 日本語教室をはじめ、外国にルーツを持つ人々への支援及び共生のための環境づくりに資するイベントの実施		4／5	20万円

備考

1 次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 事務所又は事業所の維持に要する経費、事務機器の賃借料（補助対象事業に係るもの除く。）、既存ホームページの維持改修費その他補助対象者の事業に要する経費
- (2) 補助対象者が実施する他の事業に係る経費と補助対象事業に係る経費とを明確に区別することができない経費
- (3) 航空、列車等の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン車等の料金をいう。）
- (4) 食糧費、交際費等

2 一の補助対象事業の実施につき、補助対象事業の内容の欄に掲げる複数の区分に係る補助金の交付を重複して受けることはできない。

3 大分市の姉妹友好都市等とは、ポルトガル共和国アベイロ市、中華人民共和

国湖北省武漢市、アメリカ合衆国オースティン市、中華人民共和国広東省广州市をいう。

- 4 「日本語教室をはじめ、外国にルーツを持つ人々への支援及び共生のための環境づくりに資するイベントの実施」とは、外国にルーツを持つ人々が大分市内で生活するうえで必要となる日本語学習をはじめ、生活習慣や防災等に関する情報・行動を学習するイベントや、外国にルーツを持つ人々が地域の一員として共に暮らすための支援を行うもの（当該者が所属する会社その他の団体が行う研修その他の支援を除く。）をいう。

